

高知県省エネルギー設備投資支援事業費補助金 Q&A (令和5年11月1日改正)

【補助事業全般について】

1 補助対象者について

- 高知県内に施設、事業所を有する[飲食店事業者、理美容事業者、洗濯事業者、浴場事業者]のうち、中小企業者であって、原油価格・物価高騰等により経済的な影響を受けた事業者とします。業種毎に、補助対象外となる営業形態があります。[飲食サービス業、理美容業、洗濯業、浴場業]別のQ&Aも必ずご確認ください。
- 主たる事業が[飲食事業、理美容業、洗濯業、浴場業]である必要があります。複数の事業を行っている場合は、直近の決算書において「売上高」が最も大きい業種（日本標準産業分類における「大分類」）で判断してください。

Q1 [飲食サービス業、理美容業、洗濯業、浴場業]を営んでいることはどのように証明したらよいですか。

A1 申請する店舗の営業許可証又は確認証の写し（有効期間があるものは有効期間内のもの）を添付してください。

Q2 [飲食サービス業、理美容業、洗濯業、浴場業]を複数の店舗で営んでいます。全ての営業許可証又は確認証の写しの添付が必要ですか。

A2 申請する店舗に該当する分のみ添付してください。

Q3 [飲食サービス業、理美容業、洗濯業、浴場業]とその他の業種の営業をしています。複数業種での申請は可能ですか。

A3 主たる営業の店舗とその他の業種[飲食サービス業、理美容業、洗濯業、浴場業、製造・卸小売業、宿泊・観光・体験業]の店舗を併設している場合は、1つの申請において申請が可能な場合があります。その場合には、補助金額は主たる業種のものが対象となります。

・営業の業種により申請できる設備が異なりますので、[飲食サービス業、理美容業、洗濯業、浴場業]毎のQ&Aでご確認ください。

・併設と認められない場合は、補助対象とはなりません。

※その他の業種とは高知県省エネルギー設備投資支援事業費補助金の対象業種（製造業、卸売業、小売業、宿泊事業、観光事業、体験事業）に限ります。

Q4 どのような場合に店舗を併設しているとみなされますか。

A4 同一建物内又は同一敷地内の店舗をいいます。敷地同士が私道により隔てられている場合は同一敷地とみなしますが、公道等により隔てられている場合は同一敷地とはみなせません。

Q 5 最近、[飲食サービス業、理美容業、洗濯業、浴場業]を開業しました。補助対象になりますか。

A 5 原油価格・物価高騰等の影響を受けていることが補助要件のため、原則、令和3年12月31日までに開業している事業者が対象となります。ただし、同日までに開業していない場合であっても、他者から事業譲渡を受けて事業を継続している場合には、事業を引き渡した者が営業を行っていた期間の売上を採用出来る場合がありますので、詳しくは「高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金 交付申請要領」の別添3 (p. 11-13)をご確認ください。

Q 6 令和3年12月31日以前から[飲食サービス業、理美容業、洗濯業、浴場業]を行っていますが、先日、営業所を移転し（又は許可の更新を行い）、新たに営業許可証（確認証）を交付されました。どのように申請すればよいですか。

A 6 最も新しい営業許可証又は確認証の写しを添付してください。

なお、別紙1「事業計画書」の「設立年月日」は新しい営業許可証や確認証の日付けではなく、当初の「設立年月日」の日付けを記載してください。

Q 7 現在は[飲食サービス業、理美容業、洗濯業、浴場業]を行っていますが、減収要件を比較する時点では、別の事業を行っていました。補助対象となりますか。

A 7 現在の営業と異なる業種を営業していた期間は、たとえ減収していても比較対象とはなりません。現在の営業を開始した時点から、申請日現在までの期間において売上げ等を比較し、減収要件を満たす必要があります。

Q 8 先日、個人から法人に（法人から個人に）変更し、新たに営業許可証（確認証）を交付されました。補助対象となりますか。

A 8 申請業種と同じ業種を営業していた場合で、減収要件を満たしている場合は、補助対象となります。申請にあたっては、以下の書類が必要です。

＜個人→法人の場合＞

- ①個人事業者としての売上高の根拠となる書類
- ②個人事業時の営業許可証（確認証）の写し又は保健所の証明書
- ③履歴事項全部証明書
- ④法人設立後の売上高の根拠となる書類
- ⑤法人設立後の営業許可証（確認証）

＜法人→個人の場合＞

- ①法人としての売上高の根拠となる書類
- ②法人時の営業許可証（確認証）の写し又は保健所の証明書
- ③個人事業者としての売上高の根拠となる書類

④個人の営業許可証（確認証）

Q 9 地方公共団体が所有する公共施設内で営業しています。申請はできますか。

A 9 地方公共団体が所有する公共施設は、指定管理者に委託している場合も含めて、補助対象になりません。

Q10 保健所から交付された営業許可証（確認証）を紛失してしまいました。

A10 営業所の住所を管轄する保健所にて、営業許可証（確認証）の再交付を受けるか、証明願を提出し、証明書の写しを添付してください。

なお、再交付までには日数がかかりますので、お早目に手続きをお願いします。書類が不足している状態では、審査を開始しません。

また、証明願を行う場合は手数料（420 円）が必要です。

Q11 保健所から交付された営業許可証（確認証）に記載されている氏名・名称が異なっています。申請はできますか。

A11 氏名・名称等の変更が確認できる書類（運転免許証の写し、戸籍、履歴事項証明書等）を添付してください。

なお、管轄の保健所に変更届の提出についてご相談ください。

2 補助対象事業・経費について

Q12 新規購入は対象になりますか。

A12 補助の対象となりません。省エネ要件を満たす設備・機器の更新のみが補助の対象となります。

Q13 既に購入（又は契約）をしているものは補助対象になりますか。

A13 補助対象とはなりません。交付決定日以降に発注・契約したもののみが補助対象となります。

Q14 中古品やリース資産は補助対象になりますか。

A14 補助対象とはなりません。

Q15 更新前の設備の撤去費や処分にかかる費用、故障破損等の保証料も補助対象となりますか。また、消費税は補助対象となりますか。

A15 補助対象とはなりません。

Q16 設備・機器の送料や設置工事費は補助対象となりますか。

A16 補助対象となります。ただし、設置場所の変更等による新築・増改築等の費用は対象外となります。

Q17 賃貸物件において改修工事を伴う設備・機器を設置する場合には、どのようにすればよいですか。

A17 「別紙5 設備・機器設置承諾書」により、家主や不動産会社等、建物の所有者から改修工事の承諾を得るとともに、「賃貸契約書の写し」、「別紙4 補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書」を提出してください。なお、更新を行う設備が対象となりますので、設備・機器の所有者は更新前・更新後ともに申請者（営業者）である必要があります。

3 補助対象設備・機器について

Q18 どのような設備・機器が補助対象になりますか。また、補助金額はいくらですか。

A18 営業の業種により異なります。[飲食サービス業、理美容業、洗濯業、浴場業]毎のQ & Aでご確認ください。

Q19 申請可能な設備・機器を具体的に教えてください。

A19 対象設備・機器の指定は行っていないです。

Q20 消費電力等はどのように確認すればよいですか。

A20 メーカーが発行するカタログや仕様書で確認するか、メーカー（納入業者）等へ直接、問い合わせてください。

なお、冷蔵庫については、環境省のホームページ環境省が運営する「省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」のホームページでエネルギー消費量比較ができる場合は、ホームページで試算した結果の写しを添付することで、（別紙2）エネルギー消費量比較証明書に代えることができます。

URL:<https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/>

Q21 省エネ要件について、事業所全体で10%以上のエネルギー使用量の削減効果があればよいですか。

A21 事業所全体ではなく、更新した機器・設備の合計で10%以上のエネルギー使用量を削減する必要があります。

Q22 「エネルギー使用量10%以上の削減」とは、どのように算出したらよいですか。

A22 以下の例を参考に算出してください。

（例：電力削減の場合）

$$\frac{(\text{既存設備エネルギー使用量 (kWh/年)} - \text{導入予定設備エネルギー使用量 (kWh/年)})}{\text{既存設備エネルギー使用量 (kWh/年)}} \times 100 = \text{省エネ効果 (\%)} \leftarrow 10\% \text{以上となっていること}$$

Q23 既存設備の消費電力等が確認できない場合はどのようにしたらよいですか。

A23 設備導入前後でのエネルギー量の削減効果が確認できない場合は、補助対象とはなりません。

Q24 複数の設備・機器を更新する場合でも補助は受けられますか。また、同じ設備・機器を複数台購入しても補助は受けられますか。

A24 補助額の範囲内であれば（既存設備と更新設備との比較で省エネ効果が認められないものを除く）、複数の設備・機器の更新にかかる申請は可能です。また、同一設備を複数台

購入する場合でも申請は可能です。

ただし、複数更新する設備・機器のうち、エネルギー使用量が増加したり、変わらないものがあれば、その分は補助対象外となります。

営業の業種により補助対象設備が異なるため、各業種個別のQ & Aをご確認ください。

Q25 ガス給湯器から電気給湯器に更新する場合、エネルギー使用量の削減率はどのようにして算出すればよいですか。

A25 更新する設備・機器の動力源等が変更となることで、エネルギー使用量の証明が困難な場合は、ランニングコスト（円）での比較で10%削減されることの証明をもって、エネルギー量の省エネ要件を満たすこととします。メーカー（納入業者）等に「別紙2エネルギー消費量比較証明書」にその旨を証明してもらうようにしてください。

Q26 過去に補助金を活用して導入した機械装置（既存設備）の更新を予定していますが、補助対象となりますか。

A26 本補助金の要件を満たしている場合は補助対象となりますが、既存設備の処分について、財産処分（収益納付）の対象となる可能性がありますので、当該設備を導入した際の交付元に事前確認をお願いします。

Q27 自宅兼店舗で営業を行っています。自宅と店舗の共用設備を更新する場合、補助対象となりますか。

A27 明確に事業用と分離されていない場合は、補助対象となりません。ただし、照明設備（LED等）の更新を行う場合は、面積按分等により補助対象額を算出することで対象となる場合があります。建物全体の図面と按分の計算式を添えて申請してください。

※ 不正が判明した場合は、全て不採択となります。採択後に不正が判明した場合も、遡って採択を取り消すことがあります。

4 申請・審査について

Q28 申請受付期間を教えてください。

A28 令和5年12月11(月) (当日消印有効) までとなっています。

※予算の範囲内で採択します。期限内であっても、交付決定額の合計が予算額に到達次第、受付を終了します。受付が終了した場合は、県のホームページでお知らせします。

また、高知県省エネ補助金受付事務局（以下、「事務局」という。）にお問い合わせいただいてもご対応します。

※ 工業振興課（製造業、卸業、小売業を主として営む事業者が対象）と地域観光課（宿泊事業者・観光事業者・体験事業者が対象）所管の高知県省エネルギー設備投資支援事業費補助金と重複して交付を受けることはできません。複数応募が判明した場合は、全て不採択となります。採択後に複数応募が判明した場合も、遡って採択を取り消すことがあります。

Q29 申請書類などはどうのように入手したらよいですか。

A29 高知県健康政策部薬務衛生課のウェブサイトからダウンロードできます。また、本庁舎1階 県民室及び各保健所でも配布します。申請書類の印刷ができない場合には、郵送いたしますので、事務局までご連絡ください。ただし、書類の到着までに数日かかる場合があります。

Q30 申請書類の提出方法及び提出先を教えてください。

A30 「高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金申請書類チェック表（以下「チェック票」という。）」に記載された順に申請書及び添付書類を並べ、チェック済みのチェック表を一番うえに同封の上、郵送（簡易書留又はレターパック等郵便物の追跡ができる方法）にて送付してください。

書類送付先：〒781-0082 高知県高知市南川添9番5号（株）ダイセイ 内
高知県省エネ補助金受付事務局 あて

Q31 事務局へ直接持ち込んで申請することはできますか。

A31 郵送（簡易書留又はレターパック等）以外の提出は受付できません。

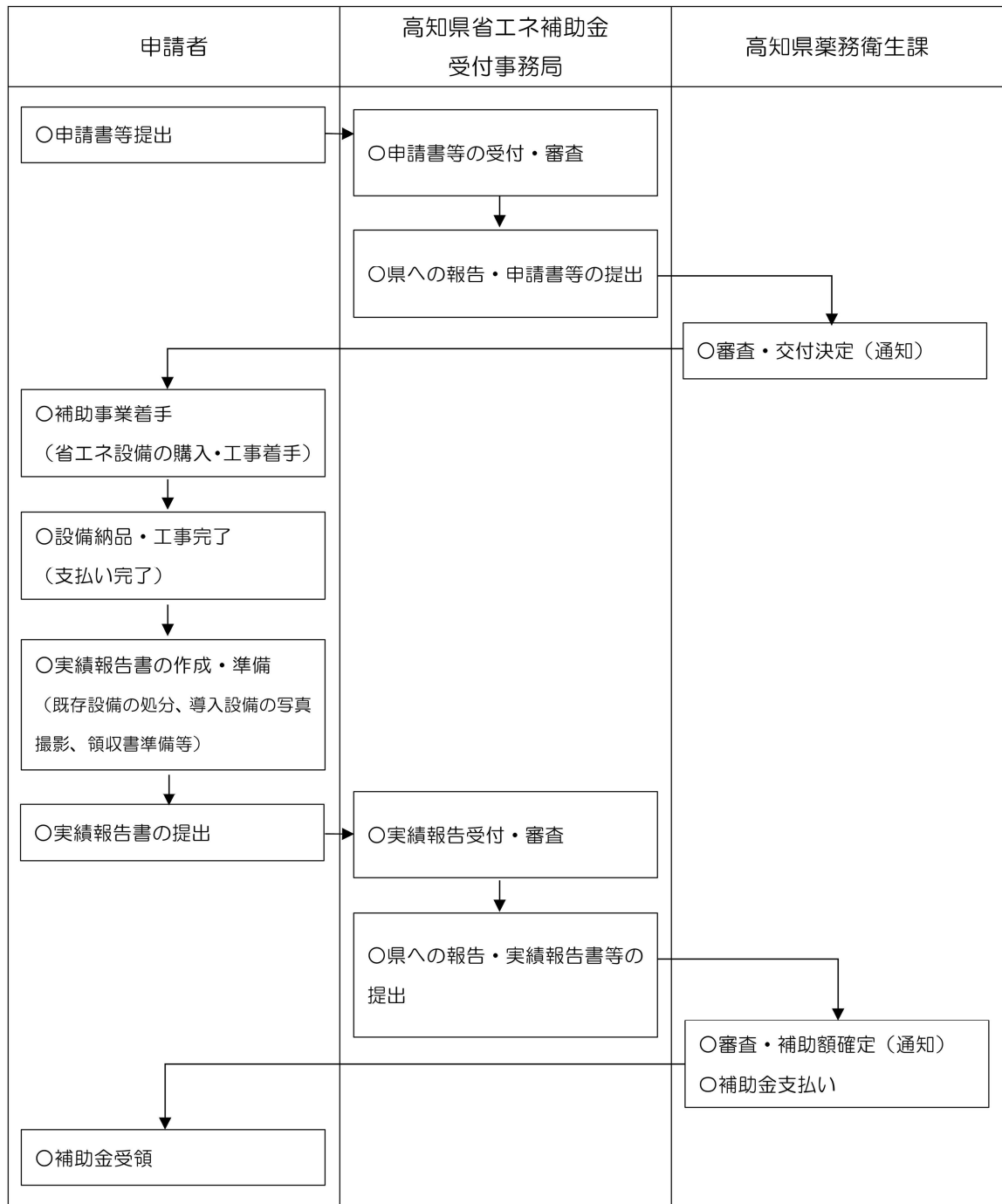
Q32 申請方法（郵送）は簡易書留又はレターパック等でないといけないのですか。

A32 送付された申請書が届いているかどうかをご確認いただくため、簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法での郵送を推奨しています。

普通郵便などの追跡できない方法でお送りいただいても、受理確認を目的とした問合せにはご対応いたしかねます。

Q33 申請から補助金受領までの流れを教えてください。

A33 下表のとおりです。



Q34 採択は申請の先着順ですか。早く申請した方が有利になりますか。採択審査はどのように実施されるのでしょうか。

A34 審査後、先着順で採択します。書類の到着した日ではなく、全ての書類がそろってから審査開始となります。書類に不備があれば、書類の追加・修正等が終わるまでは審査開始となりません。

※予算の範囲内で採択します。期限内に申請書類を提出していたとしても、書類の不備等により審査が完了していなければ、他の審査済みの申請が優先して採択されます。また、審査中に交付決定額の合計が予算額に到達した場合には、審査が終わっていないすべての申請が不採択となります。

Q35 申請後、最短何日くらいで交付決定を受けられますか。

A35 申請書類の不備等がないものからすみやかに、受付・審査を行い、適当と認められた場合は交付決定（採択）の結果を通知します。

Q36 交付決定の結果を電話で確認することはできますか。

A36 申請者全員に対して、交付決定（採択）又は不採択の結果を書面で通知します。なお、採択結果の内容についての問合せには応じられません。

Q37 申請書はすべて手書きする必要がありますか。

A37 パソコンで入力した書類、手書きの書類いずれの提出でもかまいません。なお、「別紙2 エネルギー消費量比較証明書」には、必ず設備・機器メーカー（納入業者）等の代表者印の押印が必要ですのでご注意ください。

Q38 申請書等日付（様式右肩）はいつの日付を記入すればよいですか。

A38 申請書を作成した日をご記入ください。

Q39 「県税の滞納がない旨を証明する納税証明書」はどこで入手できますか。

A39 最寄りの県税事務所で交付を受けることができます。なお、手数料が必要です。既に取得済みのものを提出する場合は、3ヶ月以内に取得したのみに限ります。

Q40 非課税（県税の納入義務がない者）の場合、「県税の滞納がない旨を証明する納税証明書」の提出を省略することは可能ですか。

A40 非課税の方でも「県税の滞納がない旨を証明する納税証明書」を取得できますので、必ずご提出ください。

Q41 誤って記入した文字の訂正には、訂正印が必要ですか。

A41 訂正印は必要ありません。誤って記入した文字を二重線で消して、正しい文字をご記入ください。なお、修正ペンや修正テープ、消せるボールペンは使用しないでください。

Q42 他の補助金との併用はできますか。

A42 同一の補助対象設備について、国や県、市町村等が実施する他の補助金と重複受給はできません。また、補助対象設備は異なっても、工業振興課（製造業、卸業、小売業を主として営む事業者が対象）と地域観光課（宿泊事業者・観光事業者・体験事業者が対象）所管の高知県省エネルギー設備投資支援事業費補助金と重複して交付を受けることはできません。複数応募が判明した場合は、全て不採択となります。採択後に複数応募が判明した場合も、遡って採択を取り消すことがあります。

Q43 提出した申請書類を返却してもらうことはできますか。

A43 ご提出いただいた書類は返却できません。

Q44 補助金の申請をしていましたが、途中で中止することはできますか。

A44 中止は可能です。「第2号様式 高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書」を提出してください。

Q45 見積書の指定様式はありますか。

A45 指定様式はありません。納入業者が通常使用している見積書をご提出ください。

ただし、税込み又は税抜きの表示や購入する設備・機器の種別・メーカー・型式番号等は必ず記載していただく必要があります。

また、設備・機器の本体価格のほか、配送や設置工事にかかる費用が別途かかる場合には、それらの記載が必要となります。なお、値引きがある場合は見積書に記載せず、値引き後の単価、経費を記載してもらってください。

Q46 カタログやWEBサイトに価格が記載されているものがあれば、それを見積書に替えて提出することは可能ですか。

A46 価格、メーカー、型式番号等が記載されていれば、カタログやWEBサイトのコピーを見積書の代わりとすることは可能です。

ただし、期限内に納入が可能か、設置費や工事費などの追加費用や値引き等がないかなどは必ずご確認ください。

実績報告の請求額は交付決定額を上回ることはできません。また、補助下限額を下回ることとなった場合は、補助金をお支払いすることができなくなります。

Q47 申請時に添付する見積書は1者でよいですか。

A47 1枚の見積書合計額が30万円以上(税込)の場合は、原則2者以上から導入設備(同種同等)の見積りを取り、最低価格を提示した者を選定してください。2者以上から見積りを取ることができない場合は、その選定理由を明らかにした選定理由書(任意様式)を添付してください。ただし、選定理由書により申請を行う場合については、特許性等があり、客観的にみて2者以上から見積りを取ることができない場合に限りま。

Q48 公募開始前に作成された見積書は有効となりますか。

A48 公募開始前に作成された見積書であっても、納品日が補助対象期間内のものは対象となります。

5 補助事業の実施（交付決定から補助金受領まで）について

Q49 申請の内容は途中で変更できますか。

A49 事前に変更申請書を提出し変更承認を得る必要がありますので、必ず事前に事務局までご相談ください。

Q50 交付決定後に辞退することはできますか。

A50 中止・廃止申請書を提出していただき、承認を得る必要があります。なお、提出いただいた申請書類等はお返しできません。

Q51 割賦契約やクレジットカードでの支払の場合も補助対象となりますか。

A51 経費の支払いは銀行振込で行ってください。現金払いは認められません。割賦契約の場合は、事業実施期間終了日までに支払を終え、かつ納品が終えている場合は補助対象となります。

※クレジットカード払いについては、認められません。小切手・手形による支払、相殺（売掛金等買掛金の相殺等）、仮想通貨・クーポン・得点ポイント・金券・商品券の利用は認められません。ポイントを支払額に充当させることもできません。

Q52 実績報告書は、いつまでに提出すればよいですか。

A52 事業完了後 30 日以内または令和 6 年 1 月 31 日のいずれか早い日までに提出ください。期日までに報告がなされない場合は、補助金の支払いができなくなることがあります。

Q53 令和 6 年 1 月 31 日までに事業が完了できそうにない場合、延長（事業実施期間の変更）はできますか。

A53 延長はできませんので、期間内に支払まで完了してください。期日までに事業を完了できないことが明らかとなった場合には、事務局に連絡のうえ、「第 2 号様式 高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書」を提出してください。

令和 6 年 1 月 31 日までに設備・機器の更新・支払が終わっていない場合は補助対象外となりますので、納期等に余裕を持って申請してください。

Q54 現地調査を行うことはありますか。

A54 必要に応じて現地調査を実施します。

6 問合せ窓口（受付事務局）について

Q55 問合せ窓口の開設時間を教えてください。

A55 平日の午前9時から午後5時までにお電話にて問合せください。

電話 088-854-6222 FAX 088-854-6703

✉ kochi-ene@daisei-group.co.jp

Q56 受付事務局で直接出向いて申請の方法や補助の内容を教えてください。

A56 対面での対応はしておりません。電話、メールにて対応します。メールでのお問い合わせには、順次対応してまいります。数日かかる場合がありますので、ご了承ください。また、メールの場合は、申請者名及び担当者氏名、連絡先電話番号、業種及び申請する営業所在地等をお知らせください。

7 その他

Q57 更新する設備・機器はどのように処分したらよいですか。

A57 家庭用冷蔵庫・洗濯機を処分する場合は、家電リサイクル法の対象となっているため、関係法令に従って、手続きをお願いします。

・その他の設備・機器についても、産業廃棄物として処分するか、納入業者等に引取を依頼する等、適切に処分してください。

・なお、納入業者へ既存設備・機器を引渡すこと等により購入価格が減額される場合は、補助対象金額からその金額を差し引きます。**その結果、補助の下限額を下回った場合は、補助金をお支払いすることはできません。**申請時点で、納入業者等に必ずご確認ください。

Q58 要綱第11条の耐用年数とは何ですか。どれ位の期間ですか。

A58 処分制限期間（法定耐用年数）は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める年数の期間をいいます。

URL:<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015>